

特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十号

特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職等の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「百分の六十五」を「千分の五百五十三」に改め、同項第二号中「百分の四十七」を「千分の三百九十九」に改め、同項第三号中「百分の三十」を「千分の二百五十五」に改め、同項第四号中「百分の十五」を「千分の百二十七」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。